

# WOTA BOX売買契約約款

このWOTA BOX売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。）。以下「本物件」といいます。）の購入申込者（以下「買主」といいます。）とWOTA株式会社（以下「当社」といいます。）との間で締結される売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。

## 第1条（売買契約の成立）

1. 買主は、本物件の購入を申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本物件の購入を申し込むことはできません。買主が本物件の購入を申し込んだ場合には、買主が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。
2. 買主は、本物件の購入の申込みに際し、当社所定の発注書（以下「発注書」といいます。）に必要な事項を記入の上、当社に提出するものとします。当社は、かかる発注書の提出を受け、当社所定の審査を行い、本物件の購入を承諾する場合には、その旨を買主に書面（電磁的記録を含みます。以下同じとします。）により通知するものとし、かかる通知の発信を以て当社と買主の間に本約款に従った内容の本契約が成立するものとします。買主が本物件の購入を申し込んだ場合であっても、当社は本契約の成立を保証するものではありません。

## 第2条（売買代金）

1. 本物件の1台当たりの売買代金は、発注書に記載された金額とします。
2. 本物件の売買代金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社からの請求により、請求書記載の売買代金の総額及び消費税（以下「本件売買代金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。

## 第3条（本物件の引渡し）

1. 当社は、発注書記載の日本国内の引渡場所において、本物件を買主に引き渡すものとします。
2. 第13条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって本物件の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。

## 第4条（本物件の引渡し・返還の費用負担）

本物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、買主の負担とします。

## 第5条（検査）

1. 買主は、本物件の引渡後、7日以内に本物件を検査し、当社に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。
2. 買主は、前項の検査により本物件につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって当社に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、本物件が検査に合格したものとみなします。
3. 当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、買主と当社が協議して決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとします。

4. 前項の規定に拘わらず、当社は、買主による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、買主と当社は、協議のうえ解決するものとしします。

#### 第6条（所有権）

1. 本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとしします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとしします。

#### 第7条（担保責任）

1. 買主は、本物件に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第5条第1項に定める検査において容易に発見することができなかつた場合は、本物件の引渡時から6ヶ月以内に限り、買主は当社に対して、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。
2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社は本物件を調査します。買主の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それが買主の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある本物件を無償で修理するか、本契約の内容に適合する本物件に無償で交換するものとしします。
3. 本条は本物件の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社が買主よりなんらの通知も受領しない場合、買主は本物件の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとしします。

#### 第8条（製造物責任）

1. 本物件について人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、又は発生させうる欠陥が存在することが判明した場合、本契約の当事者は、相手方に対し、直ちに書面をもって通知するものとしします。この場合、当社はなんらの責任を負うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができ、本物件が引渡前であればその引渡しを中止することができるものとしします。
2. 前項に定める欠陥が当社の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、買主がそのことを合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明した場合に限り、当社は、買主に対し、本物件の欠陥により買主が被った直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとしします。
3. 第15条（損害賠償責任）の規定にかかわらず、前項の規定に基づく損害賠償責任は、当社が契約する生産物賠償責任保険に基づき、当該事故に対して支払われる保険金額の範囲内でのみ負うものとしします。

#### 第9条（危険負担）

1. 本物件の引渡前に、買主及び当社のいずれの責めにも帰さない事由により、本物件の滅失、毀損及び価値減少（以下「滅失等」といいます。）が生じた場合は、買主は、本件売買代金の支払を拒むことができるものとしします。この場合において、当社が修理又は代替する本物件の引渡しができないときは、買主は本契約を解除することができるものとしします。
2. 前項に定める場合を除き、買主及び当社のいずれの責めにも帰さない事由により、滅失等が生じた場合は、買主は、当社に対して、その滅失等を理由として、新たな本物件の引渡し、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができないものとしします。この場合において、買主は、本件売買代金の支払いを拒むことができないものとしします。

## 第10条（純正品）

1. 買主は、当社が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）に関し、当社との間で純正品売買契約を締結するものとします。買主が純正品売買契約の締結を拒んだ場合には、当社は、買主に対して純正品の供給義務を一切負いません。
2. 当社は、買主が、本物件を使用するにあたり、純正品以外の部品及び消耗品を利用したこと、その他の本契約又はマニュアルに定める当社の指示に反した利用によって被った一切の損害及び第三者に与えた一切の損害について賠償の義務を負わず、これによって本物件に生じた一切の不具合、不都合、欠陥等に対して責任を負わないものとします。
2. 買主及び当社は、製造終了から5年が経過した後は、当社が自らの判断によって第1項に定める純正品の供給能力を有しないことができること及び、いかなる意味においても純正品の供給義務を負わないことを確認します。

## 第11条（本物件の保守業務）

買主は、本物件の保守業務を当社が指定する業者およびサービス以外に委託してはならないものとします。

## 第12条（解除及び期限の利益喪失）

1. 買主が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 本約款又は本契約のいずれかの規定に違反したとき。
  - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
  - (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
  - (7) 労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
  - (8) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
  - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

## 第13条（不可抗力）

地震、台風、大雨、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症、その他の不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。この場合において、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、買主と当社は、協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

## 第14条（処分）

1. 買主が引渡期日に本物件を引き取らないなどの契約の不履行が生じたときは、当社は買主に対し通知を行うことにより、本物件を任意に処分し、その売得金をもって買主に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当することができ、不足額があるときは、更に買主に請求することができるものとします。
2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、事前に当社に連絡するものとします。また、本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。

## 第15条（損害賠償責任）

買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第17条（その他禁止事項）、第22条（守秘義務）又は第23条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。

## 第16条（目的外使用の禁止）

1. 買主及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
2. 買主は、前項の定める本使用目的には、極地等の厳しい使用環境での利用、医療目的のための利用は含まれないことを確認します。
3. 買主は、本物件を本使用目的の範囲を超えて使用してはならないものとします。

## 第17条（その他禁止事項）

買主は、本物件の使用に関し、下記の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること
- (2) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること
- (3) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと
- (4) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること
- (5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること
- (6) 当社が提供するマニュアルの「安全上のご注意」を守らない使い方をすること
- (7) その他、当社が提供するマニュアルに反する使用をすること
- (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡（有償であると無償であることを問いません。）、処分等を行うこと
- (9) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること

## 第18条（免責）

買主が、第16条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によって買主又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

## 第19条（遅延損害金）

買主は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第20条（公正証書）

買主は、当社の要請があったときは、本契約の債務につき承認し、強制執行認諾条項が含まれる公正証書の作成に応じなければならないものとします。かかる公正証書の作成費用は、買主の負担とします。

## 第21条（利用情報の取得）

買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」とい

います。)を取得することを承諾するとともに、これを利用する権限を有することを確認します。

## 第22条（守秘義務）

1. 買主は、本契約期間中及び本契約終了後3年間、本契約の内容及び本契約に基づき当社から秘密である旨を指定して開示された営業上の情報又は技術上の情報（口頭で開示された情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を守秘し、当社の承諾なくして第三者に開示し、本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 以下のいずれかに該当する情報等は、秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 公知の情報又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (2) 第三者から適法に取得した情報
  - (3) 開示の時点で保有していた情報
  - (4) 自らが独自で開発した情報
  - (5) 当社が、保守業務の実施の目的で、本物件の通信機能を用いて本物件の装置より取得した情報及びデータ（本物件から取得又は収集される電磁的記録をいいます。）
3. 第1項の規定に拘わらず、買主は、法令、政府機関、裁判所の命令（以下「命令等」といいます。）により、当社から開示された情報の開示が義務付けられた場合には、事前に当社に通知したうえで、当該命令等に従うために必要な限度において、秘密情報を開示することができるものとします。

## 第23条（知的財産権）

本物件に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）、本物件に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含みます。）は、すべて当社に帰属するものとします。

## 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 買主及び当社は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを相互に確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 自己の役員又は自己の経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 買主及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
  - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
  - (4) その他前三号に準ずる行為
3. 買主又は当社は、前二項の各号のいずれかに違反することが判明したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
4. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

## 第25条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

## 第26条（通知、報告事項）

1. 買主は、買主の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。
2. 住所、氏名、商号又は代表者の変更について前項の通知がない場合は、当社が発注書記載の住所及び氏名に基づいて発送した郵便物は、すべて到達すべき時及び場所に到達したものとみなします。また、買主は不着又は延着によって生じた損害又は不利益を当社に対して主張することはできないものとします。

## 第27条（合意管轄）

本契約に関して、買主と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第28条（特約条項）

買主と当社は、本契約について別途書面により特約した場合には、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完又は修正することを承認します。

## 第29条（改定）

当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過して もなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。

## 第30条（付則）

1. 本約款は、2021年12月1日以降に締結される本契約について適用されます。
2. 本約款は、2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

以上

(2021年12月1日 制定)  
(2022年12月22日 改定)  
(2026年4月1日 改定)